

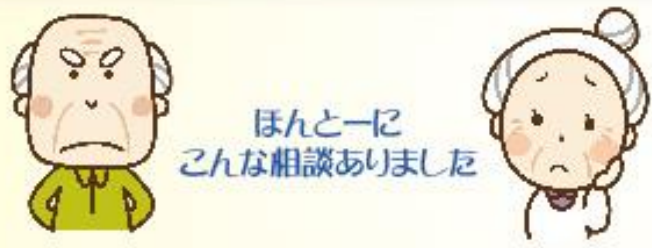
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.45

発行：東濃西部広域行政事務組合

廃品回収トラブル

家庭から出されるごみは「一般廃棄物」といって、各市町村で処分の仕方が決まっており、市町村から「一般廃棄物処理業の許可」を受けた事業者しか行えません。粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従って行いましょう。ごみに出せない家電などは「家電リサイクル法」に従って処分します。わからなければ、市区町村に確認しましょう。「無料で不用品回収するという業者に依頼をしたら、作業後に料金を請求された」というトラブルの注意喚起を国民生活センターがしています。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。ルールに従ってごみを処分することが、トラブルを回避し、不法投棄などの問題をも解決する最善の方法です。



昨日、携帯電話会社のショップに出向き、携帯電話をスマートフォンに代えた。家に帰って使ってみたが、自宅の電波状況が悪く、ネットにうまくつながらない。こんなことなら元の携帯電話に戻したい。

電気通信事業法が改正され、平成28年5月21日より新しいルールが適用されています。一定期間内に利用できる「初期契約解除制度」や「確認措置」という契約解除制度が導入されており、その制度が適用される可能性があります。期間の定めのある制度なので（初期契約解除制度の場合8日間）、契約時に発行される書面で詳細を確認し、解約を希望するならば申し出をしましょう。

6月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■■■■■	28件
訪問販売	■■■■■	6件
訪問購入		0件
通信販売	■■■■■	43件
連鎖販売	■■■■	4件
電話勧誘	■■■■■	6件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明	■■■■■	14件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。 時間/10:00～16:00 相談料/無料 相談/原則予約制 予約/相談を受けたい窓口 ※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111
 火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業